

伊勢原市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 神奈川県 伊勢原市

事 業 名 : 伊勢原市公共下水道事業・相模川流域関連伊勢原公共下水道

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和48年度 (供用開始後50年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	88.12人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	2 : 中央西部処理区(単独処理区)、東部処理区(流域関連処理区)		
処 理 場 数	1 : 伊勢原終末処理場(アクアクリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和5年3月に策定された神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、汚水処理の事業運営に係る持続性・効率性の確保に必要な広域化・共同化の連携方策について検討を行っている。 秦野市の一部の区域を「広域処理方式」として本公共下水道において処理している。 また、厚木市から相模川流域下水道へ流入する汚水の一部は本市の下水道施設を利用している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	・現行では、水道使用量を算定基礎とする従量制を採用している。 ・使用料(消費税別)は、基本使用料(1か月当たり8㎡まで821円)と超過料金(110~284円/㎡)により構成されている。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	・業務用使用料体系は一般家庭用と同一の使用料体系となっているが、超過料金は累進制となっているため、大口利用者ほど平均使用料単価が高くなっている。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	特になし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,141	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,786	円
	令和3年度	2,141	円		令和3年度	2,824	円
	令和4年度	2,141	円		令和4年度	2,854	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	一般職員数は、損益勘定支弁職員10名、資本勘定支弁職員8名の計18名である。 そのほか、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員として7名が在籍している。
事業運営組織	下水道関係課は下水道経営課、下水道整備課（下水道施設担当含む）で事業を運営しており土木部に属している。他部署との統合は行っていない。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びポンプ場の運転管理業務、保守点検業務、清掃業務、事務業務、定期修繕業務などは、包括的に3か年契約の民間委託で行っている。
	イ 指定管理者制度	特になし
	ウ PPP・PFI	特になし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	経費削減策の一つとして未利用土地における太陽光発電設備の設置に向けて進めている。 (令和8年度稼働開始予定)

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営比較分析表は別添

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

令和12年度の公共下水道整備の完成を目指し公共下水道未普及地区の整備を推進する。それにより、当面の処理区域内人口は微増していくことが予想される。しかしながら、本市の行政人口は今後減少する傾向にあり、令和4年度末時点での101,473人に対し、令和15年度末には96,206人(令和4年度比:△5.19%)、令和25年度末には89,928人(令和4年度比:△11.38%)、令和35年度末には83,308人(令和4年度比:△17.90%)まで減少すると試算している。
このため、長期的には行政人口の減少に伴い処理区域内人口も減少していくと試算している。
処理区域内人口は令和4年度末時点での82,424人に対し、令和15年度末には80,281人(令和4年度比:△2.60%)、令和25年度末には75,042人(令和4年度比:△8.96%)、令和35年度末には69,233人(令和4年度比:△16.00%)まで減少すると試算している。
(別紙グラフ 表1 参照)

(2) 有収水量の予測

令和4年度末の有収水量は、年間8,764,222m³、日平均で24,012m³であった。
公共下水道未普及地区の整備による水洗化人口の伸びや東部第二土地区画整理区域や伊勢原大山IC土地区画整理区域への企業の進出による汚水量の増加等を見込み、令和12年度には8,881,591m³/年(日平均で24,333m³)まで増加すると試算している。
しかしながらその後は節水志向や人口減少の影響により、令和25年度には8,269,816m³/年(日平均で22,657m³)、令和35年度には7,662,126m³/年(日平均で20,992m³)まで減少するものと試算している。
(別紙グラフ 表2 参照)

(3) 使用料収入の見通し

当面は公共下水道未普及地区の整備による水洗化人口の伸びや事業用汚水量の増加に伴い、有収水量が増加する傾向にあり、使用料収入は増収傾向となることを見込む。

しかしながら、ウクライナ危機以降、電気料高騰・物価高・人件費上昇による支出増の影響は大きく短期的にも中長期的にも収支均衡が図れなくなることが確実視されたことから、令和6年4月1日から下水道使用料を約10%引き上げることとなった。なお、使用者負担の急激な負担へ配慮し、一度きりの値上げでなく段階的な値上げを行うこととし、令和11年度にも約10%の使用料引き上げを行う予定である。

その後に関しても、人口減少や下水道施設・設備の計画的な維持補修及び改築更新へ対応するための費用増を考えると、およそ5年に1回の使用料引き上げが必要となる見込みである。
(別紙グラフ 表3 参照)

(4) 施設の見通し

汚水処理については、見直しを行った公共下水道全体計画に基づき、公共下水道未普及地区の整備を令和12年度までに完成させることが急務であり、アクションプラン（生活排水処理基本構想）に基づき整備事業を推進していく。

また、耐用年数を迎える施設の老朽化の課題を抱えており、更新費用の増加が懸念されるが、ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築・更新を行い、適切な維持管理経費を確保する必要がある。

雨水処理については、雨水排水施設の未整備箇所があり、浸水被害対策を順次進めていく。
(別紙グラフ 表4、表5、表6 参照)

(5) 組織の見通し

当面は、現在の体制を維持する方向であるが、市街化区域の未普及対策が一服した段階では、新たな整備から改築・更新に重きを置く必要があり、その段階で組織内部の人員配置等を検討する。

3. 経営の基本方針

物価高等による支出増や人口減少が進展している状況にある中で、継続して安定した下水道サービスを提供するため、上位計画である「伊勢原市第6次総合計画」を踏まえ、以下の項目を経営の基本方針として効率的で効果的な事業を実施する。

- ・アクションプラン（生活排水処理基本構想）に基づき、令和12年度までに公共下水道未普及地区の整備に取り組む。
- ・災害に強い街（まち）づくりとして、地震対策事業、浸水対策事業を進める。
- ・ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策やアクションプランに基づく建設改良を進め、事業費の平準化および支出の抑制を図る。
- ・5年ごとに経営戦略と下水道使用料の見直しを行い、持続可能な下水道事業の経営に努める。
- ・一般会計からの繰入金と資本費平準化債の縮減を図る。(別紙グラフ 表7、表9、表10 参照)
- ・経費回収率100%を達成する。(別紙グラフ 表8 参照)
- ・不測の事態に対応するため、5億円程度の未処分利益剰余金を確保する。
- ・一時借入金に頼らなくても円滑な資金繰りができるよう、一定規模の現預金を確保する。
- ・下水道使用料収入の増収を図るため、未接続世帯に対し普及促進活動の実施に努め、水洗化率の向上を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道全体計画の見直しを踏まえ、公共下水道未普及地区を令和12年度までに整備する ・浸水被害を軽減するため、雨水矢羽根幹線や雨水歌川幹線の再整備を図る ・汚水管渠、中継ポンプ場、終末処理場を計画的に機能診断し、不明水対策や汚水処理機能の長寿命化対策を実施する ・施設の耐震診断を行い、耐震補強を実施する
-----	---

支出の推計にあたっては、今回の経営戦略策定にあたり、電気料高騰・物価高・人件費が上昇していることを踏まえ、毎年度の上昇率を次のとおりと見込み、支出の特性に応じて上昇率を乗じて支出推計を行った。なお、長期的な物価等の変動は不明確であることを考慮し、物価等の上昇率の適用は令和15年度までの10年間にとどめた。

電気料 +年2%、物価 +年2%、職員給与費 +年2%、労務単価 +年3%

・建設改良費及び維持管理経費については上記前提のもと支出の特性に応じて上昇率を乗じて算定した。なお、上昇率については、支出大・標準・支出小の3パターンで財務シミュレーションを行い、下水道運営審議会における審議内容等を踏まえ、最終的には標準パターンによる推計値を採用した。

・公共下水道全体計画の見直しを踏まえ、公共下水道未普及地区について令和12年度までの完成を目指している。

・未普及対策事業は計画期間である10年間で総額3,447百万円の投資を見込む。

・未普及対策が一服した段階では、新規整備から既存施設・設備の改築更新へ投資の比重をシフトし、30年超の長期期間で見た際に継続して安定した下水道サービスを提供できるよう投資を進める。

・雨水整備事業は、浸水被害を軽減するため、総額3,948百万円の投資を見込む。

・ストックマネジメント計画による計画的な改築更新を行う。管渠、処理場及びポンプ場について総額8,022百万円の投資を見込む。

・大規模地震等の防災・安全対策として地震対策を実施する。総額1,009百万円の投資を見込む。

・建設改良費(職員人件費を含む)の試算は、10年間の総額で17,826百万円、30年間の総額で51,031百万円となる見込みである。

・維持管理費(経費と職員人件費の和)については、10年間の総額で13,391百万円となる見込みである。

(別紙グラフ 表4、表6 参照)

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間において経費回収率100%を達成する。 ・資本費平準化債発行額を段階的に縮減、令和12年度までに新規発行をゼロにする(別紙グラフ 表6 参照) ・一般会計からの繰入金を前年度比で0.5%ずつ縮減する(別紙グラフ 表7 参照) ・令和15年度までに未処分利益剰余金を5億円確保する ・令和11年度を目処に期末資金残高を10億円確保する
-----	---

令和元年度に企業会計へ移行し、令和4年度までは当期純利益の黒字を確保している。しかしながら、ウクライナ危機以降、電気料高騰だけでなく物価高や労務単価を含む人件費の上昇に伴い、短期的にも中長期的にも収支均衡が図れないことが確実視されることから令和6年4月1日に下水道使用料改正を行うこととなった。

なお、改正にあたっては使用者負担を考慮し、段階的な引き上げを行うこととし、計画期間においては令和6年4月1日に加え、令和11年4月1日からの使用料改正を見込んだ値となっている。

改正率 令和6年4月1日 基本額部分+10.6%、加算額部分+9.8%
令和11年4月1日 一律+9.8%

・4(2)①に記載した3パターンそれぞれで使用料推計を行ったほか、一度きりの引き上げで収支均衡を図る場合と、段階的な引き上げとした場合それぞれで推計した。

・計画期間内における年平均経常収支 154百万円
・計画期間における使用料収入総額 14,870百万円(税抜)
・計画期間における受託総額 2,661百万円(税抜)

・建設改良に必要な財源としては、これまでどおり国庫補助金及び企業債を中心とする。

・計画期間内の起債発行額は9,423百万円を見込んでおり、うち資本費平準化債は695百万円となる。

・資本費平準化債については令和6年度の発行額200百万円に対し、段階的に発行額を抑制し、令和12年度にはゼロとなる見通しである。

・企業債全体としては、令和9年度に企業債残高が174億円となることを見込み、その後は減少に転じ、令和15年度には157億円となる見通しである。

・一般会計繰入金については、毎年度、前年度比で0.5%ずつ縮減することを目指し、基準外繰入金の縮減を図る。

(別紙グラフ 表3、表5、表7、表9、表10 参照)

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

令和4年度ははじめから生じた電気料高騰による支出増を受け、収支均衡を図れないことが確実視されたことから、これまでの業務効率化への取組を踏まえ、下水道使用料の見直しに先がけ、下水道事業の職員数の見直しを図り、職員数の削減(△2名)による職員給与費の抑制を図った。

また、令和5年度に行った下水道使用料の見直しの過程の中で、使用者負担を最小限化するため新たな増収施策や経費削減策の検討を図り、前経営戦略費で年間4,000万円の効果額を捻出した。この結果、令和6年4月1日からの使用料引き上げによる使用料改正率を3%抑制した。

今回の経営戦略策定にあたり、電気料高騰・物価高・人件費が上昇していることを踏まえ、毎年度の上昇率を次のとおりと見込み、支出の特性に応じて上昇率を乗じて支出推計を行った。なお、長期的な物価等の変動は不明確であることを考慮し、物価等の上昇率の適用は令和15年度までの10年間にとどめた。

電気料 +年2%、物価 +年2%、職員給与費 +年2%、労務単価 +年3%

・動力費・・・処理水量を推計するとともに電気料上昇率を踏まえて推計した。

・薬品費・・・新たな経費削減策の一つであり、年1,600万円(税抜)と推計した。

・修繕費・・・今後の修繕計画と見込額を踏まえつつ、特性に応じ物価や労務単価上昇率を乗じて推計した。

・委託費・・・委託内容ごとに変動要因を分析し、見込額を算定したのち、特性に応じ物価や労務単価上昇率を乗じて推計した。

(別紙グラフ 表4、表6 参照)

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画は、汚水処理施設の持続可能な事業運営を推進するため、県内の汚水処理事業の現状やこれまでの取組を踏まえ、今後(短期(5年)、中期(10年)及び長期(30年))取り組んでいく広域化・共同化の連携メニューと実施までのロードマップを取りまとめたものであり、現在は連携メニューごとに実現に向けて検討を行っている。広域化に取り組んできた経緯があるが、今後も県や下水道公社、近隣自治体との共同発注等の検討を進めていく。
投資の平準化に関する事項	令和8年度までは市街化区域における未普及対策を積極的に進めていることから投資費用が増大することを見込む。しかしながら、それ以降についてはストックマネジメント計画等、各種投資計画との整合性も図りつつも、毎年度の建設改良費が15億円～16億円前後となるよう投資規模の平準化を図った。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	引き続き処理場及び中継ポンプ場の運転・維持管理を民間に委託することにより維持管理費を削減し、経営の効率化を図る。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	・伊勢原大山インター土地区画整理区域への企業の進出による汚水量の増加等により、中期的には下水道使用料の増収を見込むものの、物価高等による支出増や人口減少の影響は避けられない。 ・このため、10年間の計画期間のみならず、30年超の長期期間で考えた際にも、今後5年に1回の頻度で下水道使用料の引き上げが必要となることが見込まれ、見直しの都度、経営戦略で収支均衡が図れる使用料改正率を設定する必要がある。
資産活用による収入増加の取組について	未利用土地における太陽光発電設備の設置に向け進める。 (令和8年度稼働開始予定)
その他の取組	有価物の売却等金額の多寡にかかわらず増収確保に向けた不断の努力を継続する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	・引き続き処理場の運転・維持管理を民間に委託する。(現在は3か年契約の仕様発注方式) ・今後は、性能発注方式や委託期間の長期化について検討を進めていく。
職員給与費に関する事項	・年2%の上昇率として推計しているが、経営戦略の見直しの都度上昇率等の見直しを行う。 ・未普及対策が一段落した段階においては、新規整備から既存施設・設備の維持補修や改築更新に重きがシフトすることから組織内における人員配置を再検討し、職員給与費の適正化を図る。
動力費に関する事項	・年2%の上昇率として推計しているが、経営戦略の見直しの都度上昇率等の見直しを行う。 ・経費削減策の一つとして未利用土地における太陽光発電設備の設置に向け進める。 (令和8年度稼働開始予定)
薬品費に関する事項	・薬品費においても物価高の影響が生じているが薬品見直し等により年間1,600万円(税抜)を目処とするよう継続して努める。
修繕費に関する事項	・今後の修繕計画と見込額を踏まえつつ、特性に応じ物価や労務単価上昇率を乗じて推計しているが、経営戦略の見直しの都度上昇率等の見直しを行う。 ・ストックマネジメント計画に基づく施設更新により修繕費の縮減につなげる。
委託費に関する事項	・委託内容ごとに変動要因を分析し、見込額を算定したのち、特性に応じ物価や労務単価上昇率を乗じて推計していることから、経営戦略の見直しの都度上昇率等の見直しを行う。
その他の取組	・その他費用についても、電気料高騰・物価高・人件費上昇を加味し上昇率を乗じて支出を推計していることから、経営戦略の見直しの都度上昇率等の見直しを行う。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・PDCAサイクルを活用し、財務状況等を毎年評価し、計画と実績との乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を図る。 ・さらに、5年ごとに投資・財政計画を評価し、ストックマネジメント計画等の他計画との整合を図りつつ、経営戦略の見直しを行い、継続して安定した下水道サービスを提供できるよう、経営努力を続ける。 ・なお、急激な状況の変化が起きた場合には、5年ごとの定期見直し時期にかかわらず、緊急的な見直しを検討する。
---------------------	--

原価計算表

供用開始年月日 昭 和 48 年 度
 処理区域内人口 82,414人
 計算期間 令和6年度～令和15年度
 (10年間)

※令和11年度の使用料改正を予定しているため、原価計算は令和6年度から令和10年度における投資・財政計画計上額を元に算出しています。
 収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 1,250,302	千円 1,406,398	千円	千円 1,406,398
受 託 事 業 収 益	188,591	242,982		242,982
長 期 前 受 金 戻 入	1,069,507	1,051,793		1,051,793
そ の 他	652,953	597,345		597,345
合 計	3,161,353	3,298,518	0	3,298,518
			※その他を除く合計(α)	2,701,173

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
管 渠 費				
修 繕 費	27	1,400	1,200	200
材 料 費	2,131	5,380	1,573	3,807
路 面 復 旧 費	0	0	0	0
委 託 料	22,387	23,689	13,101	10,588
そ の 他	43,400	42,395	24,498	17,897
小 計	67,945	72,864	40,372	32,492
ポ ンプ 場 費				
動 力 費	20,060	21,005	0	21,005
修 繕 費	18,262	16,108	0	16,108
材 料 費	0	0	0	0
薬 品 費	0	0	0	0
委 託 料	56,381	61,851	0	61,851
そ の 他	1,264	1,571	0	1,571
小 計	95,967	100,535	0	100,535
処 理 場 費				
動 力 費	142,097	148,410	0	148,410
修 繕 費	22,322	58,767	0	58,767
材 料 費	2	0	0	0
薬 品 費	12,699	16,085	0	16,085
委 託 料	420,743	490,407	58,719	431,687
そ の 他	7,797	7,299	0	7,299
小 計	605,660	720,968	58,719	662,248
一 般 管 理 費				
人 件 費	50,247	51,666	18,390	33,276
退 職 給 付 費	0	0	0	0
そ の 他	44,618	58,343	0	58,343
流域下水道管理運営費負担金	182,935	168,686	0	168,686
委 託 料	77,731	93,031	44,332	48,699
そ の 他	51,125	27,192	0	27,192
小 計	406,656	398,918	62,723	336,195
資 本 費				
支 払 利 息	202,412	188,953	28,772	160,181
減 価 償 却 費	1,725,329	1,743,687	405,774	1,337,913
企 業 債 取 扱 諸 費	723	1,512		1,512
小 計	1,928,464	1,934,152	434,546	1,499,606
合 計 (Y)	3,104,692	3,227,436	596,360	2,631,077

資 産 維 持 費 (Z)	363,878
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	2,994,954

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.47$

<使用料水準についての説明>

本市においては、令和6年4月1日の下水道使用料改正に当たり、経費回収率も考慮した改正率の検討を行ったことから、経費回収率は100%を上回る見込みである。
 使用料の適正水準を検討するにあたり、収入の部の(α)と支出の部の合計(Y)を比較すると、投資・財政計画上は収入であるαが(Y)を上回っており、収益的収支においては収支均衡が保たれている状況である。
 しかしながら、公営企業会計においては資本的収支予算の財源不足を補てん財源により補てんする必要があり、補てん財源の不足から資本的収入として基準外繰入金を多く投入している状況である。
 このため、経費回収率が100%を上回っても経営状況が大きく好転しない状況であり、物価上昇等による改築・更新コストがさらに増大すると資本的収支がさらに悪化することが見込まれる。
 令和6年4月1日の使用料改正においては、物価等の支出増への緊急対応の要素が大きく収益的収支の均衡を主眼としたが、次回以降の使用料見直しの際には資産維持費の考え方を整理するとともに資産維持管理費を含めた使用料水準の適正化を検討する。

※今回資産維持費は、使用料水準の検討にあたり考慮していないが公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」の規定に基づき、対象資産(*)×3%として記載した。(※令和4年度未償却資産残高)

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	
				(決算)	(決算見込)	(予算)										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	868,800	1,485,300	1,281,000	1,455,641	1,396,012	1,147,269	683,278	772,279	700,412	601,825	674,347	711,143			
	うち資本費平準化債	250,000	240,000	200,000	175,000	150,000	70,000	50,000	50,000							
	2. 他 会 計 出 資 金	331,441	253,111	327,040	372,078	330,603	331,313	261,290	209,684	172,071	184,427	124,954	72,800			
	3. 他 会 計 補 助 金	23,559	22,193	16,480	14,566	20,357	15,154	34,707	35,016	21,582	26,403	26,731	23,566			
	4. 他 会 計 負 担 金															
	5. 他 会 計 借 入 金															
	6. 国(都道府県)補助金	206,325	541,640	395,900	726,183	910,616	971,180	389,521	526,869	514,939	523,984	578,519	607,370			
	7. 固定資産売却代金															
	8. 工 事 負 担 金	46,161	124,539	62,580	102,131	300,998	393,918	96,707	184,834	188,491	190,220	194,025	197,905			
	9. そ の 他															
	計 (A)	1,476,286	2,426,783	2,083,000	2,670,598	2,958,586	2,858,834	1,465,503	1,728,682	1,597,494	1,526,860	1,598,576	1,612,784			
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
	純 計 (A)-(B) (C)	1,476,286	2,426,783	2,083,000	2,670,598	2,958,586	2,858,834	1,465,503	1,728,682	1,597,494	1,526,860	1,598,576	1,612,784			
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	972,795	1,982,704	1,602,900	2,187,495	2,549,018	2,536,147	1,251,712	1,572,153	1,516,517	1,423,546	1,555,780	1,630,267			
	うち職員給与費	85,923	66,027	59,273	92,566	94,418	96,306	98,232	100,197	102,201	96,043	97,964	99,923			
	2. 企 業 債 償 還 金	1,218,865	1,198,935	1,178,100	1,170,650	1,197,071	1,058,587	1,025,596	1,031,150	946,608	964,727	941,133	911,858			
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金															
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金															
	5. そ の 他															
	計 (D)	2,191,660	3,181,639	2,781,000	3,358,145	3,746,089	3,594,734	2,277,308	2,603,303	2,463,125	2,388,273	2,496,913	2,542,125			
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	715,374	754,856	698,000	687,547	787,503	735,900	811,805	874,621	865,630	861,414	898,337	929,341			
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	658,771	661,487	600,762	668,618	684,054	707,625	738,059	747,747	763,081	764,480	771,058	786,895			
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額															
	3. 減 債 積 立 金						31,000	56,000	101,000	79,000	83,000	107,000	118,000			
	4. そ の 他	56,603	93,369	97,238	18,929	72,449	28,275	17,746	25,874	23,549	13,934	20,279	24,446			
	計 (F)	715,374	754,856	698,000	687,547	787,503	735,900	811,805	874,621	865,630	861,414	898,337	929,341			
	補填財源不足額 (E)-(F)															
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)															
	企 業 債 残 高 (H)	16,400,233	16,686,599	16,789,499	17,074,490	17,273,431	17,362,113	17,019,795	16,760,924	16,514,728	16,151,826	15,885,040	15,684,325			
	減 債 積 立 金 残 高			100,000	160,000	189,000	249,000	253,000	312,000	393,000	470,000	533,000	585,000			
	減債積立金取り崩し可能額					100,000		100,000	129,000	189,000	193,000	152,000	233,000	310,000	363,000	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
				(決算)	(決算見込)	(予算)									
収 益 的 収 支 分		636,598	761,696	593,480	555,622	586,594	586,399	632,205	678,861	725,291	703,517	758,091	808,862		
	うち基準内繰入金	561,056	745,843	674,980	542,122	573,094	572,899	618,705	665,361	711,791	690,017	744,591	795,362		
	うち基準外繰入金	75,542	15,853	△ 81,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500		
資 本 的 収 支 分		355,000	275,304	343,520	386,643	350,960	346,467	295,997	244,700	193,652	210,831	151,685	96,365		
	うち基準内繰入金	182,195	86,214	75,539	75,237	79,457	49,208	67,103	69,244	56,764	70,533	78,536	75,593		
	うち基準外繰入金	172,805	189,090	267,981	311,406	271,503	297,259	228,895	175,456	136,888	140,297	73,150	20,772		
合 計		991,598	1,037,000	937,000	942,265	937,554	932,866	928,202	923,561	918,943	914,348	909,776	905,227		

※全ての表の横軸は年度です。

表1 行政人口と処理区域内人口の予測

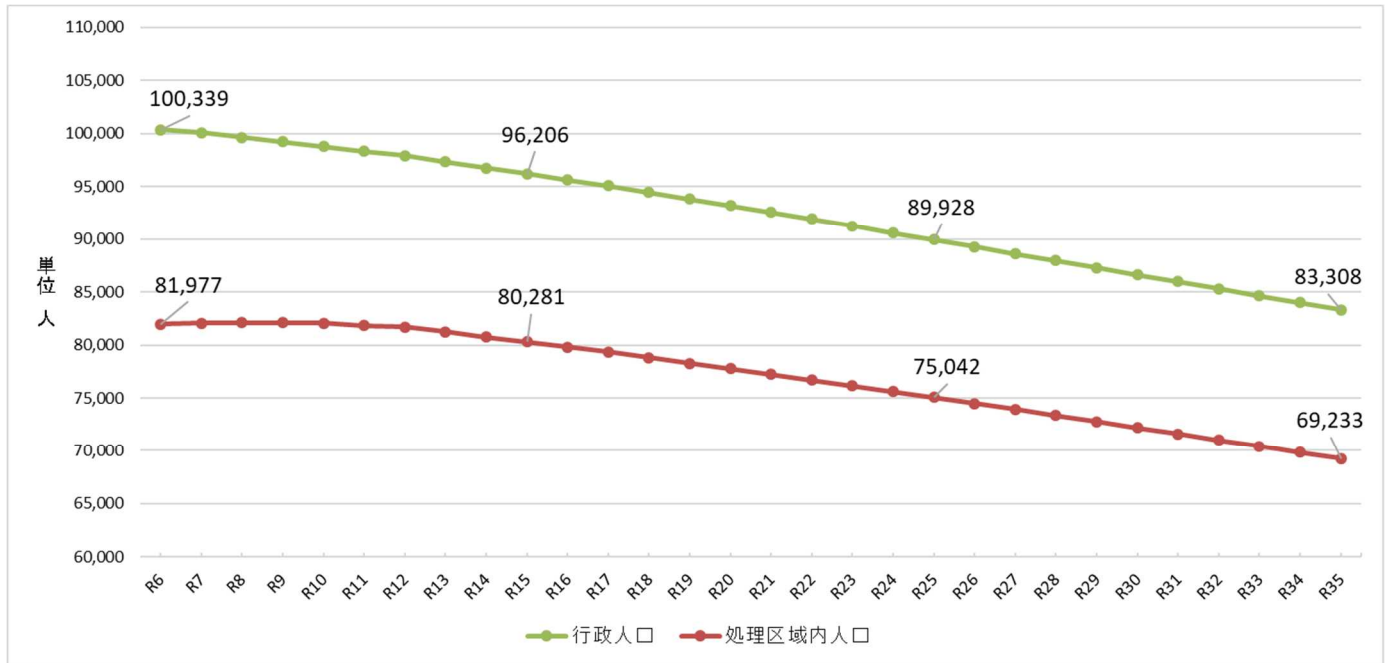


表2 有収水量の予測

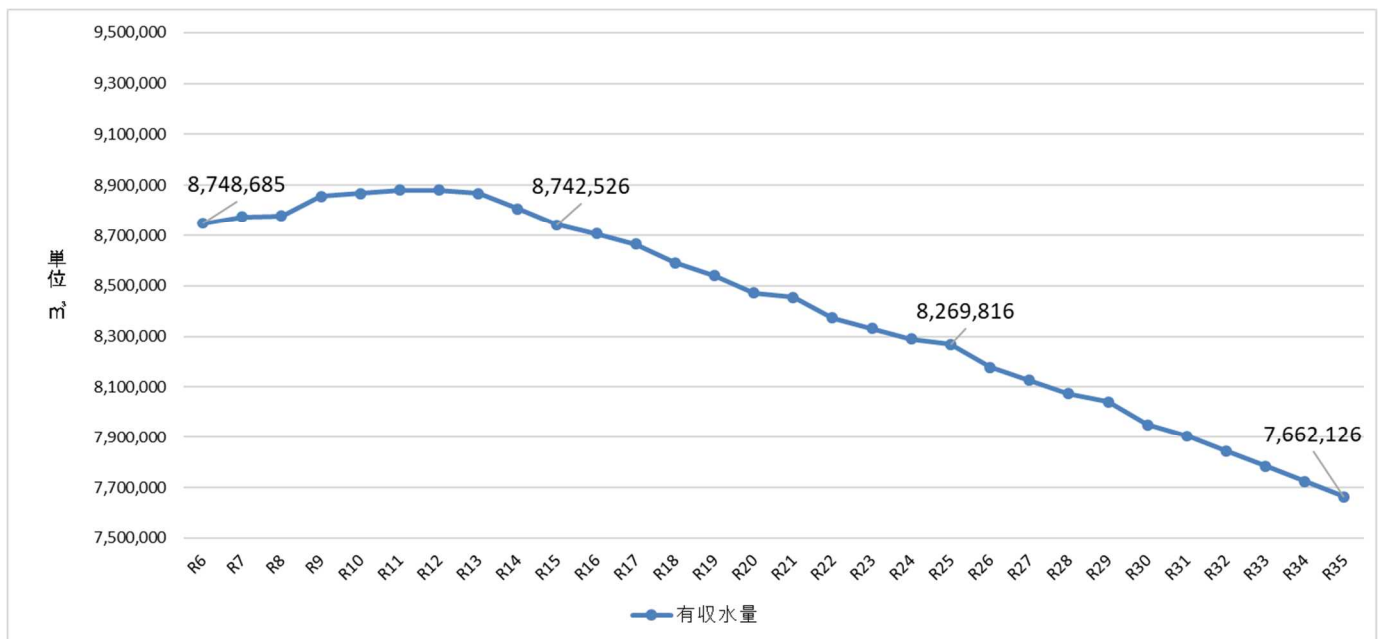


表3 使用料収入の見通し

・使用料改正有 改正率

●R6年度 基本額部分 10.6%、加算額部分 9.8%、R11年度 一律 9.8%

●R16年度 一律 5.0%、R21・R26・R31年度 一律 3.0% (いずれも計画期間外のため参考値)

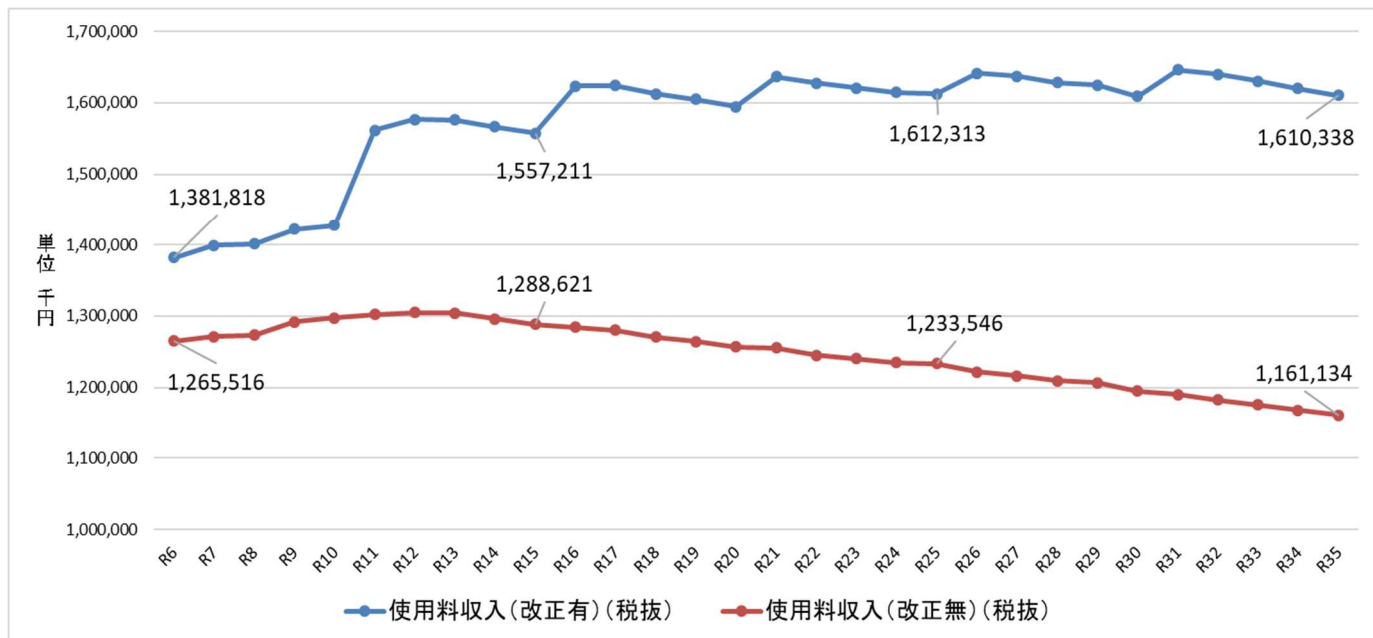


表4 維持管理経費と減価償却費の見通し

・令和 15 年度以降の電気料・物価・人件費の伸び率はゼロとして算出しています。

・令和 16 年度以降の維持管理費・建設改良費の推計は現段階では困難なため、参考値となります。

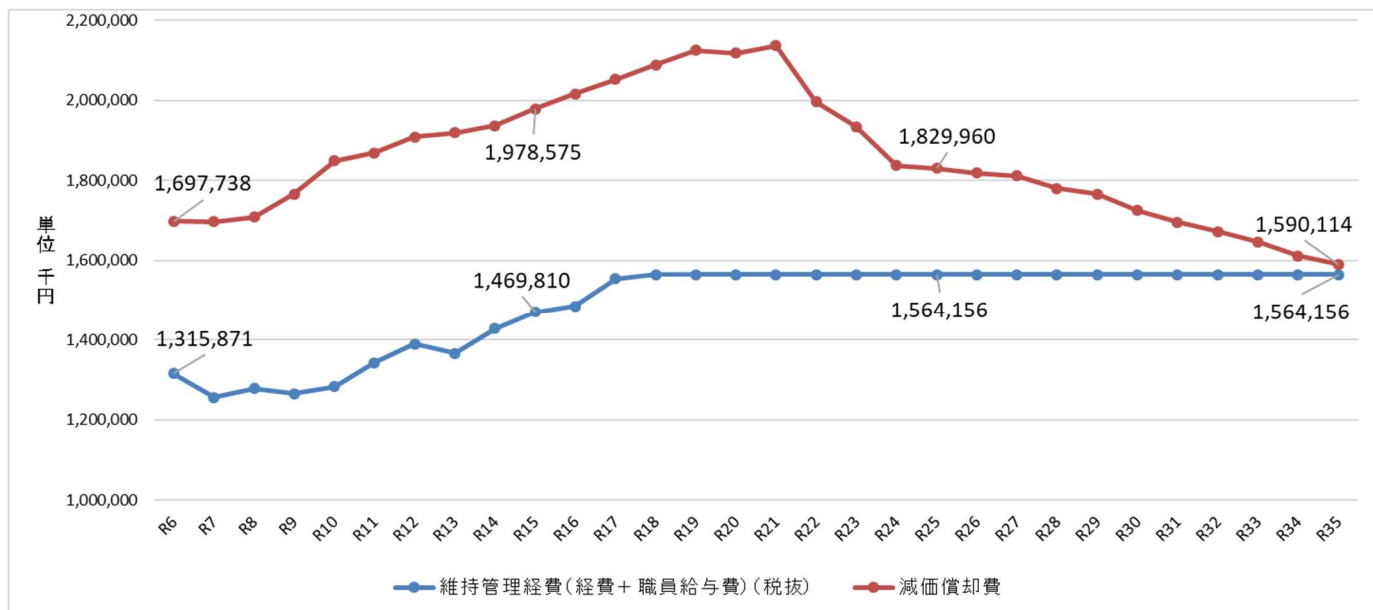


表5 当年度純利益の見通し

- ・使用料改正有 改正率
 - R6年度 基本額部分 10.6%、加算額部分 9.8%、R11年度 一律 9.8%
 - R16年度 一律 5.0%、R21・R26・R31年度 一律 3.0%（いずれも計画期間外のため参考値）
- ・令和15年度以降の電気料・物価・人件費の伸び率はゼロとして算出しています。
- ・令和16年度以降の維持管理費・建設改良費の推計は現段階では困難なため、参考値となります。

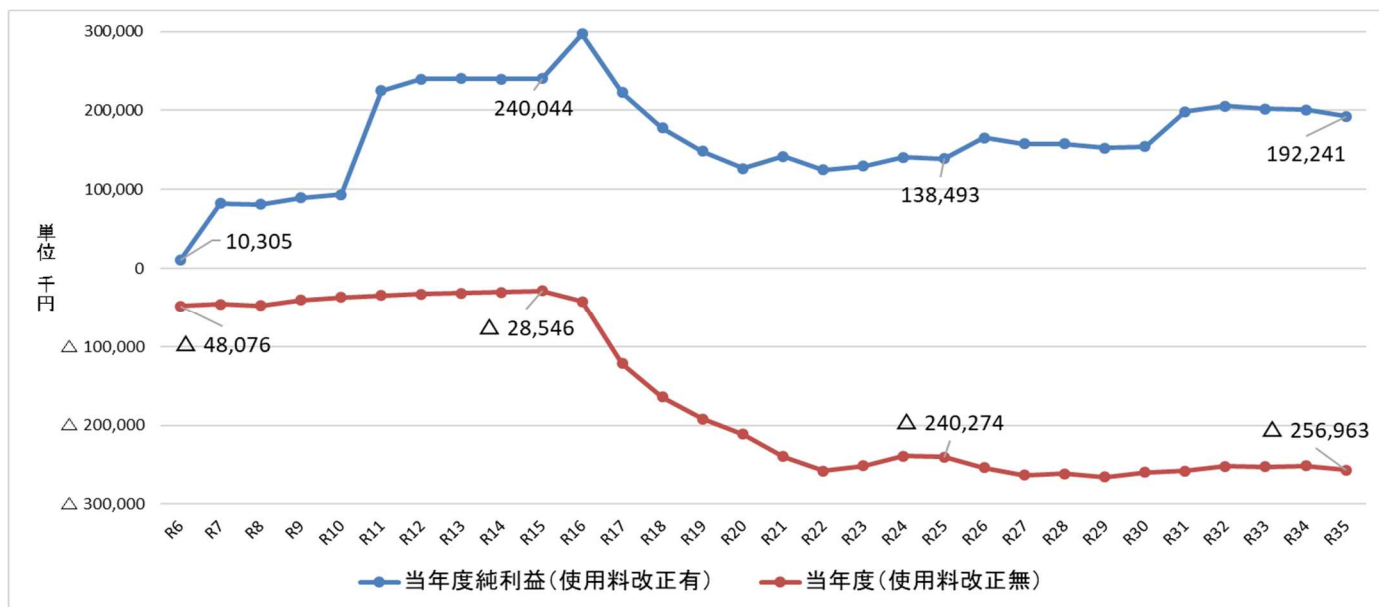


表6 建設改良費の見通し

- ・令和15年度以降の電気料・物価・人件費の伸び率はゼロとして算出しています。
- ・令和16年度以降の建設改良費の推計は現段階では困難なため、参考値となります。

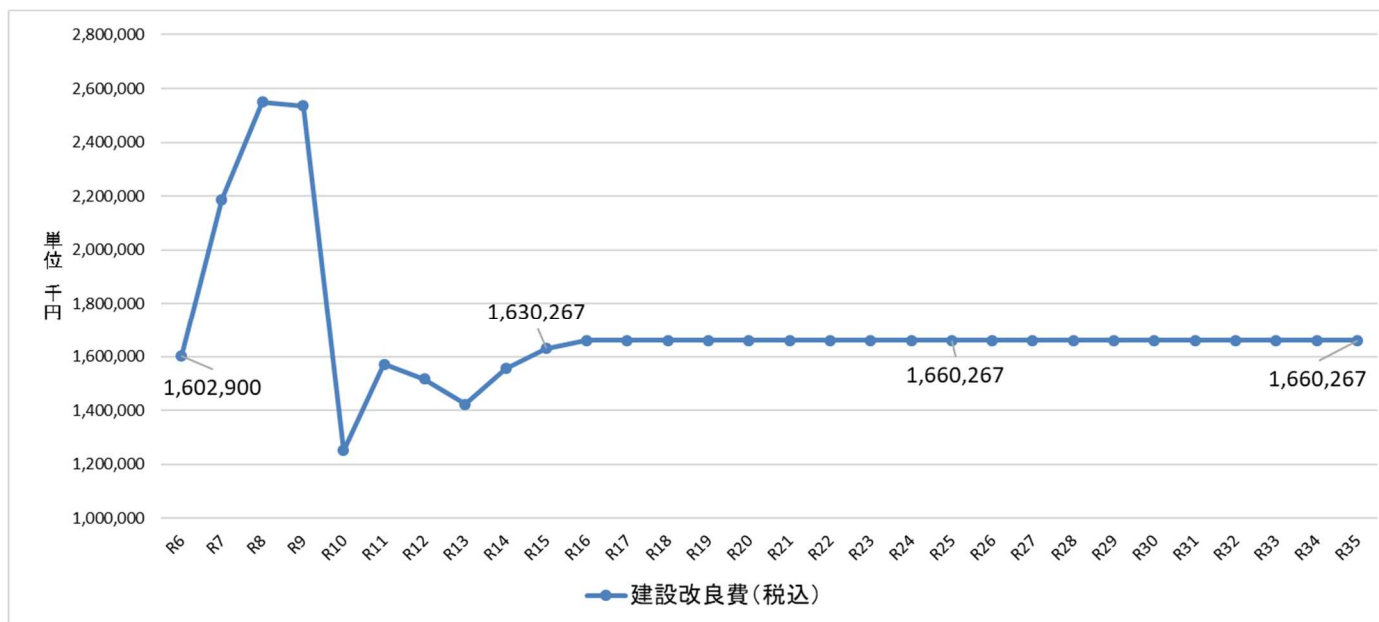


表7 企業債残高・償還元金・支払利息の見通し

- ・令和15年度以降の電気料・物価・人件費の伸び率はゼロとして算出しています。
- ・令和16年度以降の維持管理費・建設改良費の推計は現段階では困難なため、参考値となります。

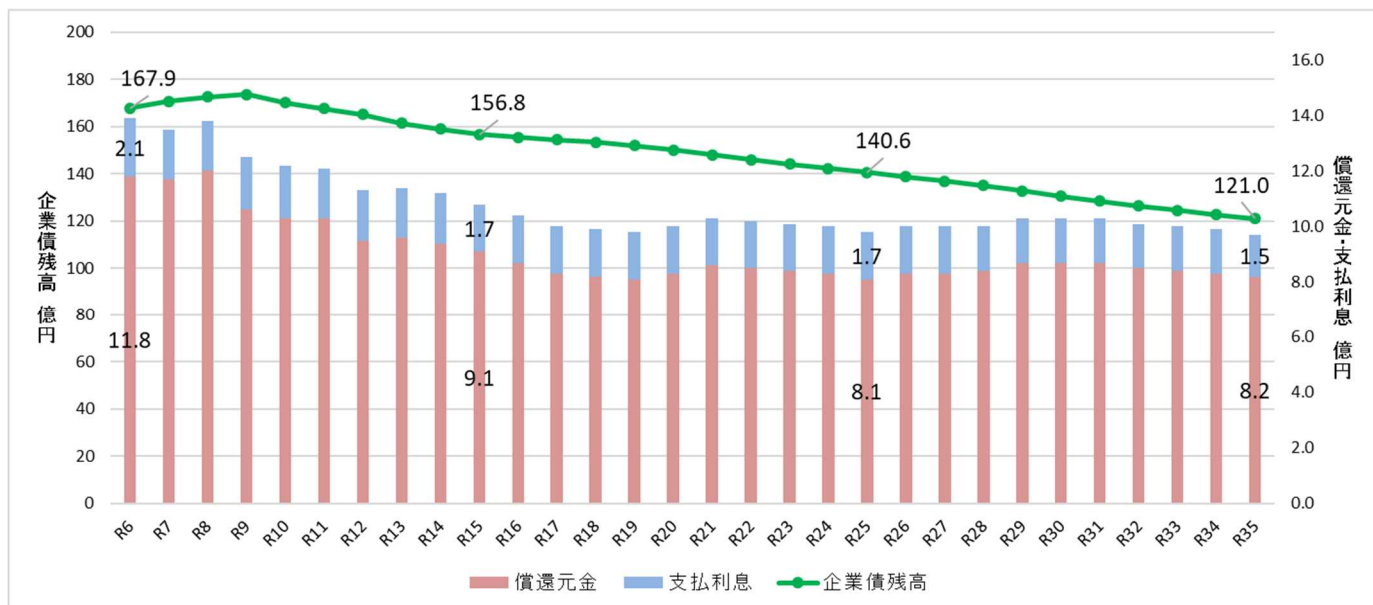


表8 経費回収率・汚水処理原価・使用料単価の見通し

- ・使用料改正有 改正率
 - R6年度 基本額部分 10.6%、加算額部分 9.8%、R11年度 一律 9.8%
 - R16年度 一律 5.0%、R21・R26・R31年度 一律 3.0% (いずれも計画期間外のため参考値)
- ・令和15年度以降の電気料・物価・人件費の伸び率はゼロとして算出しています。
- ・令和16年度以降の維持管理費・建設改良費の推計は現段階では困難なため、参考値となります。

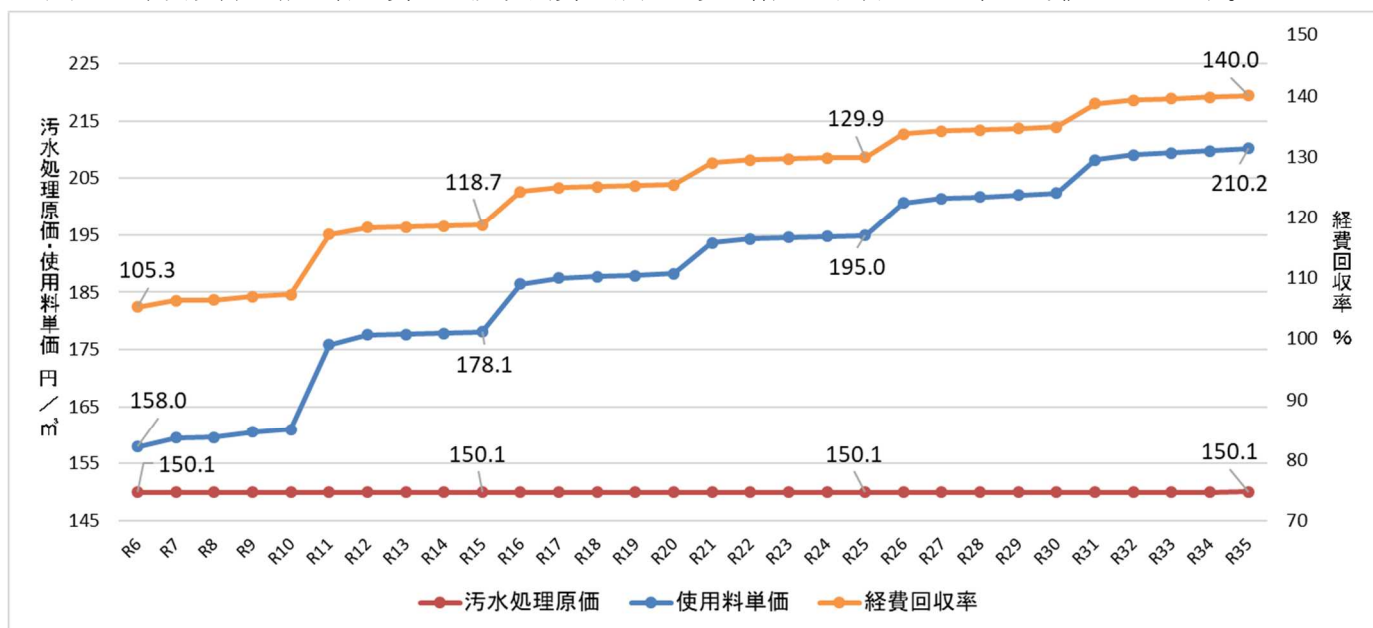


表 9 資本費平準化債の新規発行額の見通し

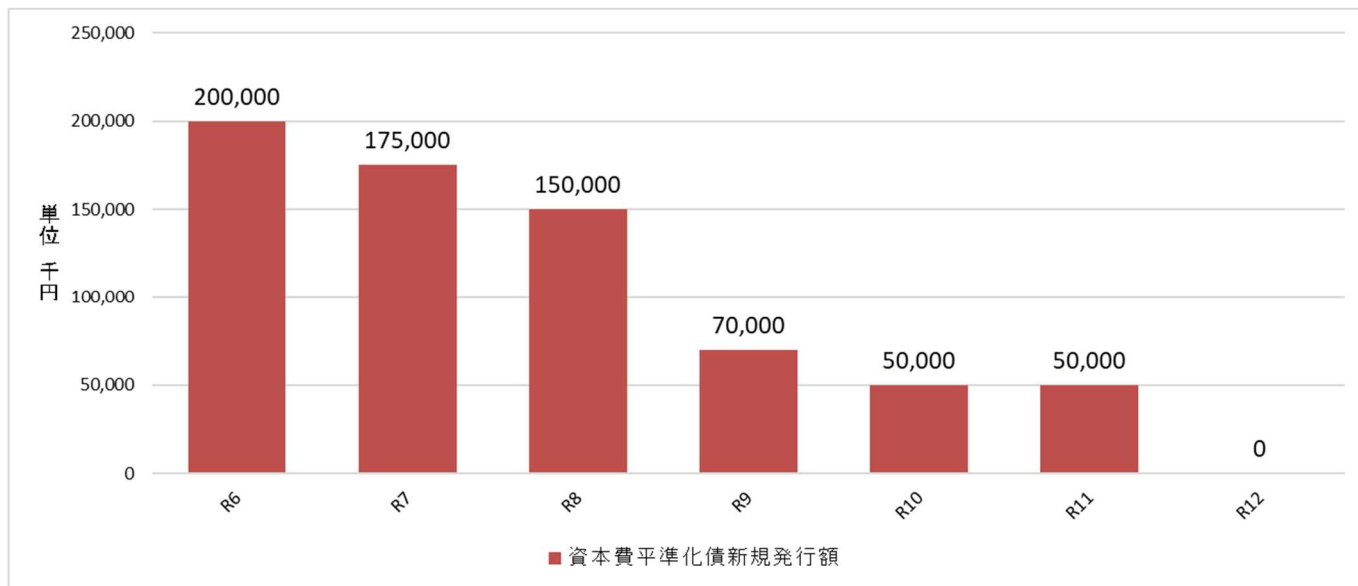
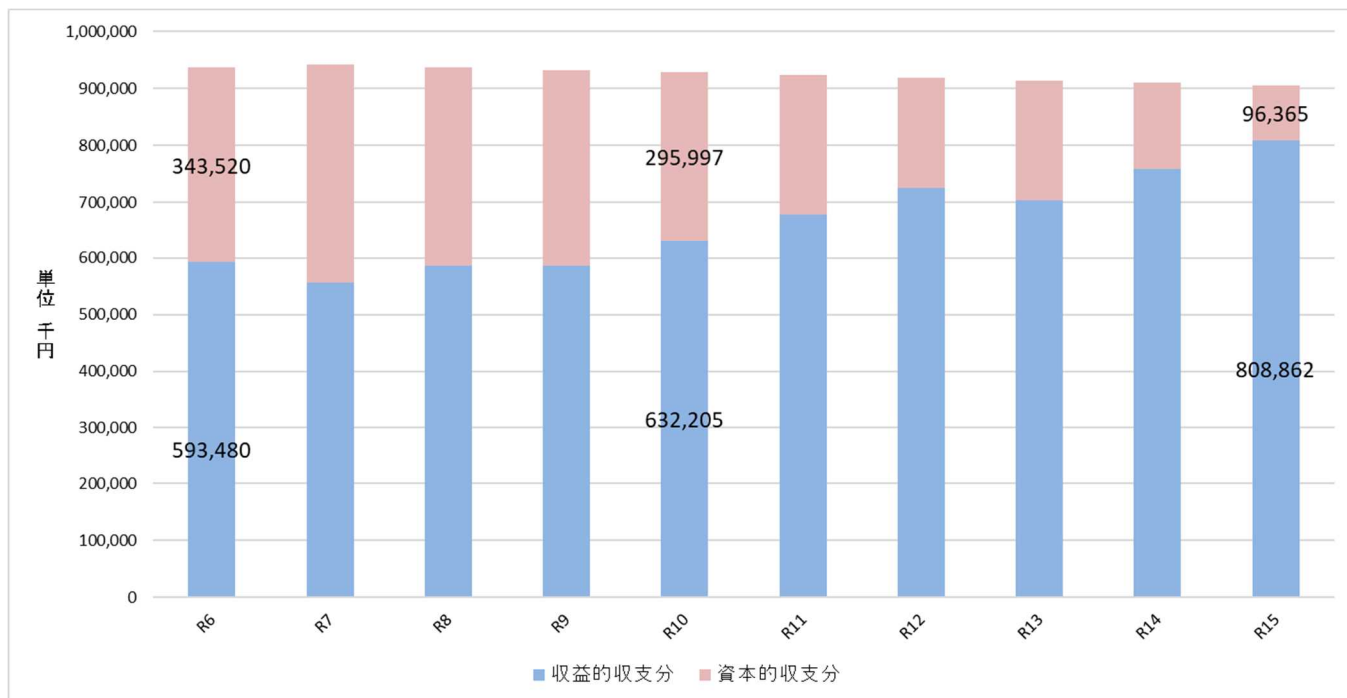


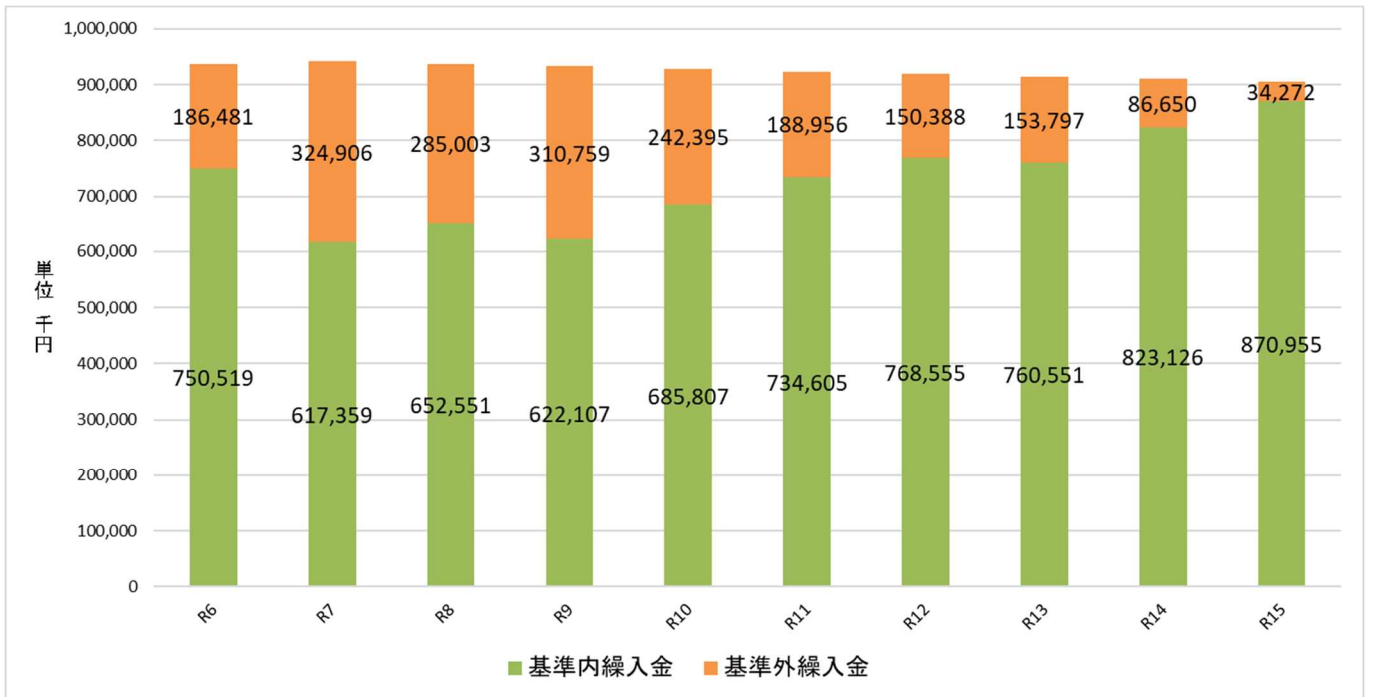
表 10 一般会計繰入金の見通し

■ 収支別（収益的収支分・資本的収支分）

・令和 16 年度以降基準外繰入金がゼロとなるため計画期間の 10 年間のみの掲載としています。



■ 基準内外別（基準内繰入金・基準外繰入金）



経費回収率の向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水企第34号）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを次のとおり示します。

（1）下水道使用料の適正化

令和5年度に策定した計画期間を令和6年度から令和15年度とする伊勢原市下水道事業経営戦略においては、令和6年4月1日から実施する下水道使用料改正に伴い、経費回収率は総務省が要請する100%を上回る見込みです。

しかしながら、経費回収率が100%を上回ったとしても、下水道経営が直ちに安定するのではなく、物価高や労務単価を含む人件費の上昇や人口減少を考えると引き続き下水道使用料の適正化に取り組む必要があります。

今後については、段階的な値上げとして令和11年度の下水道使用料の改正を予定していますが、その後についても5年に1回実施する経営戦略の見直しに合わせ、下水道使用料を含む増収施策の検討及び経費削減策の検討を図っていきます。

内容 / 年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
既存収入・支出に係る増収施策・経費削減策の検討	→										
新たな増収施策・経費削減策の重点的検討				→					→		
経営戦略・下水道使用料改正の見直し				→					→		
下水道使用料改正（予定）						令和11年4月1日 ●				令和16年4月1日 ●	

（2）水洗化率の向上

令和4年度末時点における行政人口普及率は81.2%、水洗化率は94.8%となっています。今後は令和8年度まで市街化区域の未普及対策を積極的に進め、令和12年度には下水道未普及地区が概成する見込みです。

現在水洗化率の向上に向けては、供用開始から3年以内の世帯に対し重点的に普及活動を実施しており、着実に成果が現れているところです。今後についても普及活動を積極的に推進し、更なる水洗化率向上に努めていきます。

【業績目標】令和12年度末までに行政人口普及率84%

内容 / 年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	
未普及対策	→ ●							未普及地区概成			
供用開始後3年以内世帯を重点とする職員・普及員による普及活動	→										